

## あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&amp;AD INSURANCE GROUP



## 国内旅行傷害保険

## 契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## 1 商品の仕組み

- (1) 商品の仕組み  
国内旅行傷害保険は、国内旅行中に被保険者がケガを被った場合(※)、その他費用を負担することによって損害を被った場合などを補償する保険です。  
(※)国内旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ保険証券に記載された保険期間中のケガを補償します。
- (2) 被保険者の範囲  
①被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載された旅行者本人となります。  
②救済者費用等補償特約(国内旅行特約用)の被保険者の範囲は、次のとおりです。
- |        |        |              |
|--------|--------|--------------|
| ●保険契約者 | ●上記①の方 | ●上記①の方の親族(※) |
|--------|--------|--------------|
- (※)親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## 2 基本となる補償等

- (1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合  
前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
- (2) セットできる主な特約とその概要  
前記「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご参照ください。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
- (3) 保険金額の設定  
保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。  
●各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、死亡・後遺障害保険金額は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、被保険者1名につき1,000万円(※1)(※2)が限度となります。
- |   |
|---|
| ①被保険者が保険期間の開始時点で満15才未満の場合               |
| ②保険契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意が確認できない場合 |
- (※1) 普通保険約款や特約により保険金を追加・増額・倍額してお支払いするご契約の場合は、追加・増額・倍額後の金額を適用します。  
(※2) ご契約内容により限度額が異なる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- (4) 保険期間および補償の開始・終了時期  
①保険期間  
旅行期間にあわせて1か月以内で設定してください。実際に契約する保険期間は、保険申込書をご確認ください。  
(注)保険期間を1年とする包括契約方式(各被保険者の保険期間は旅行期間にあわせて1か月以内)とすることも可能です。なお、旅行業者が付保する国内旅行傷害保険契約に関する特約をセットするご契約については、代理店・扱者へお問合わせください。
- ②補償の開始  
始期日の午前0時に始まります。ただし、保険期間が始まった後であっても、旅行行程開始前に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- ③補償の終了  
満期日の午後12時に終わります。ただし、旅行行程終了後に発生した事故に対しては、特約に定める場合を除き、保険金をお支払いできません。

## 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み  
①保険料は、ご契約タイプ、保険金額、保険期間等により決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。  
②この保険の最低保険料は1保険契約につき500円となります。なお、団体割引を適用する場合は、所定の最低保険料が条件となります。また、解約時、ご契約内容の変更時、包括契約等契約時に暫定保険料を領取するご契約の確定精算時においても、最低保険料を適用します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- (2) 保険料の払込方法  
①保険料の払込方法は、ご契約時に全額を払い込む一時払となり、クレジットカードで払い込むことができます(現金により払い込むこともできます)。ただし、クレジットカードによる払込みはご契約内容または代理店・扱者によっては取扱いできない場合があります。

- (注1) 現金による払込みの場合、当社所定の保険料領取証を発行することとしていますので、お確かめください。  
(注2) 包括契約方式の場合は、ご契約時に暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定保険料との差額を精算する方法(確定精算)となります。  
②保険料は、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領取する前に発生した事故等に対しては保険金をお支払いできません。

## 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5 解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社までお申出ください。  
●ご契約の解約に際しては、解約の条件により、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。  
●解約返れい金を返還する場合、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## ご契約いただくお客さまへのお願い

保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

## 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター <b>0120-721-101 (無料)</b> ※受付時間 平日 9:00～17:00 (土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)	遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。 あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター <b>0120-985-024 (無料)</b> ※受付時間 [24時間365日] ※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

## 指定紛争解決機関

## 当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	ナビダイヤル 0570-022-808 (全国共通・通話料有料)
※受付時間 [平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。 ※IP電話からは03-4332-5241におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。 ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/	

## 防災に関するお役立ち情報

を提供するWebコンテンツをご用意しております。

アクセスはこちらから! ▶



## ご契約にあたってのご注意

- このパンフレットは「国内旅行傷害保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領取証を発行することとしていますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込んでいただく契約等、一部保険料領取証を発行しない場合があります)。  
ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。  
■契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領取・保険料領取証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。  
■保険契約のお申込みの際は、保険申込書の各項目(性別・生年月日・年齢など)について正しくご記入ください。  
■他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

- 住所または連絡先を変更された場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。  
■万一事故が起こった場合、30日以内にご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。  
■被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は、保険契約者にご契約を解約することを求めることができます。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

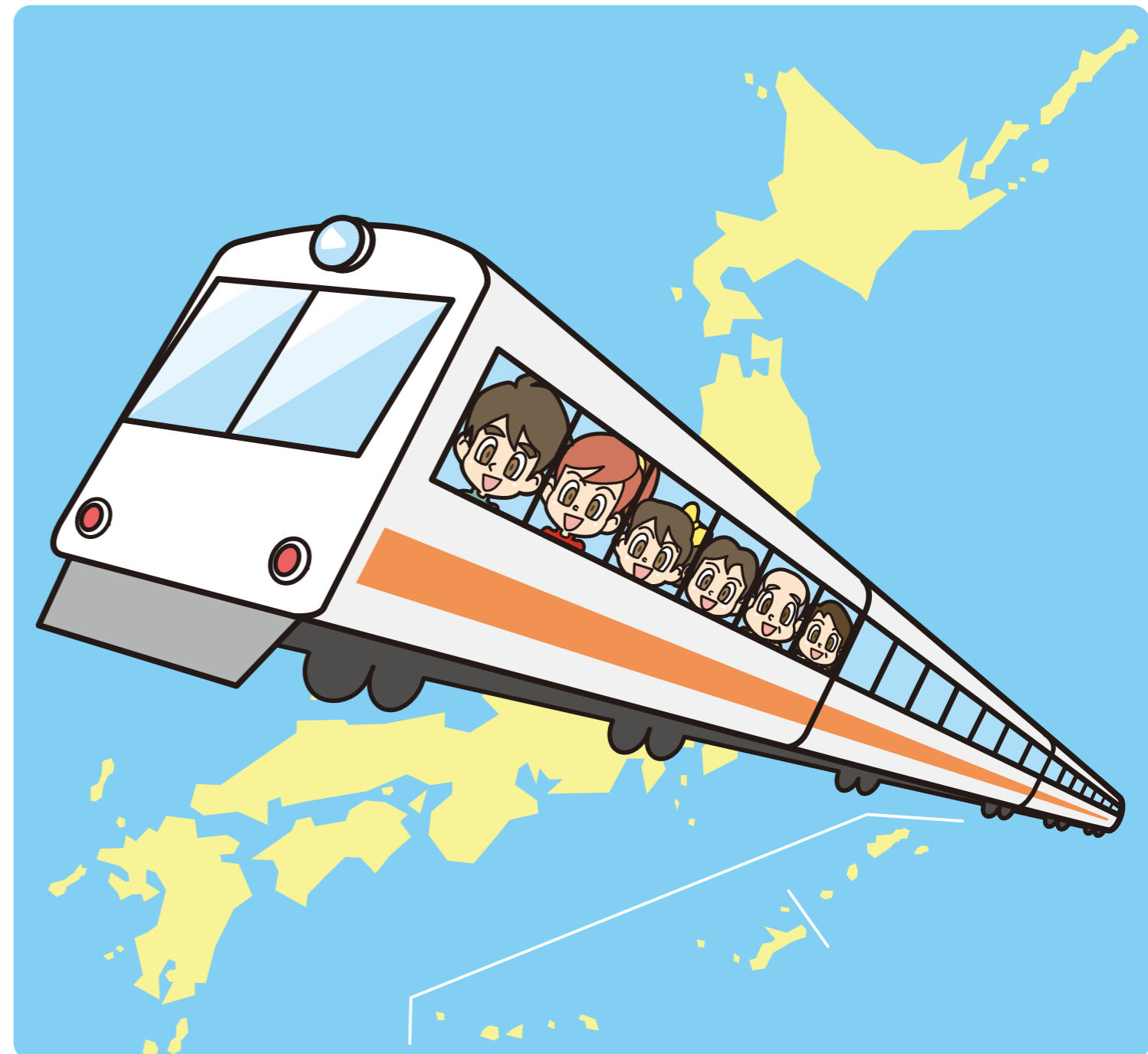
## あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&amp;AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

https://www.aioinissaydowa.co.jp/



# 国内旅行中の偶然な事故によるケガや盗難・損害賠償責任などを補償します。

もうひとつの旅行準備。あいおいニッセイ同和損保の「国内旅行傷害保険」

## 国内旅行傷害保険

### ケガ

ご旅行中、交通事故・航空機事故・ホテル火災等でケガをした場合、保険金をお支払いします。



### 賠償責任

ご旅行中、誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合、保険金をお支払いします。

(注) 下記事例でも損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



P4 補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意 もご確認ください。

### 携行品損害

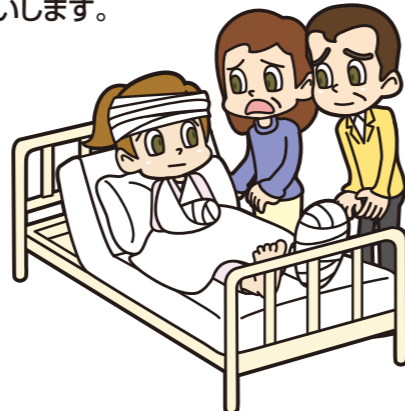
ご旅行中、携行している被保険者所有の身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等の損害を被った場合、保険金をお支払いします。



P4 補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意 もご確認ください。

### 救援者費用等

ご旅行中、航空機が遭難したり、ケガで亡くなられたり14日以上継続して入院した場合に、負担した捜索費用などの救援者費用をお支払いします。



P4 補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意 もご確認ください。

### ご契約にあたってのご注意

★印がついたタイプについては、保険期間(ご契約期間)開始時に被保険者(補償の対象となる方)の年齢が満15才未満の場合には、加入いただけません。また、保険契約者と被保険者が異なる場合には、被保険者の同意が必要となります。  
※印がついたタイプについては、天災危険補償特約がセットされています。

保険期間 【ご契約期間(旅行期間)】	ご契約タイプ	保険金額(ご契約金額)						合計 保険料	
		傷害				賠償責任 保険金額 (免責金額0円)	携行品損害 保険金額 (免責金額1事故3,000円)		救援者費用等 保険金額
		死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額				
1泊2日まで	1A	980万円	8,000円		4,500円	—	—	—	500円
	2A	950万円	4,500円		3,000円	3,000万円	25万円	200万円	800円
	★3A	2,255万円	4,500円		3,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,000円
	★4A※	2,215万円	4,500円		3,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,500円
3泊4日まで	1B	750万円	6,000円		4,000円	—	—	—	500円
	2B	815万円	4,500円		3,000円	3,000万円	30万円	200万円	1,000円
	★3B	3,450万円	5,000円		3,000円	3,000万円	30万円	200万円	1,500円
	★4B※	2,785万円	5,000円		3,000円	3,000万円	30万円	200万円	2,000円
6泊7日まで	1C	865万円	9,000円		4,500円	—	—	—	700円
	2C	844万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,000円
	★3C	3,028万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	1,500円
	★4C※	2,663万円	4,000円		2,000円	3,000万円	25万円	200万円	2,000円
13泊14日まで	1D	907万円	9,000円		4,500円	—	—	—	1,000円
	2D	874万円	4,500円		2,500円	3,000万円	20万円	200万円	1,300円
	★3D	1,725万円	4,000円		2,000円	3,000万円	20万円	200万円	1,500円
	★4D※	1,573万円	4,000円		2,000円	3,000万円	20万円	200万円	2,000円
1か月まで	1E	912万円	4,000円		2,000円	—	—	—	1,000円
	2E	929万円	4,000円		2,000円	3,000万円	20万円	200万円	2,000円
	★3E	2,765万円	4,500円		2,000円	3,000万円	20万円	200万円	3,000円
	★4E※	2,263万円	4,500円		2,000円	3,000万円	20万円	200万円	4,000円

入院中…入院保険金日額の10倍  
入院中以外…入院保険金日額の5倍

(ご注意) ●山岳登山などの危険なスポーツを伴う旅行については、ご相談ください。

## 20名以上でお申込みの場合は団体割引がございます。

グループ、会社など被保険者数が20名以上の団体でお申込みになると、保険料が割引となります。  
(注) 20名以上でお申込みの場合は、あらかじめお申し出ください。

被保険者人数	20名以上	100名以上	500名以上	1,000名以上
最低保険料※	5,000円	25,000円	125,000円	250,000円
割引率	5%	10%	15%	20%

※最低保険料は団体割引適用後の保険料になります。



## お支払いする保険金および費用保険金のご説明

国内旅行傷害保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

### 1 普通保険約款の補償内容

被保険者が国内旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害(ケガといいます)に対して保険金をお支払いします。

- (注1) ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸取または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。  
 (注2) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。  
 (注3) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。  
 (注4) 「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	国内旅行中のケガによる死亡を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険金額(*)の全額</div> (注) 保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額(*)からその額を差し引いてお支払いします。 (* ) 保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心臓喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(※1) ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(※2) ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫ 別記の【補償対象外となる運動等】を行っている間の事故 ⑬ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 乗用具(※3)を用いて競技等(※4)をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(※4)をしている間」の事故は保険金をお支払いします。) イ. 乗用具(※3)を用いて競技等(※4)を行うことを目的とする場所において、競技等(※4)に準ずる方法・態様により乗用具(※3)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(※4)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(※4)をしている間または競技等(※4)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ⑭ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※5)
後遺障害保険金	国内旅行中のケガによる後遺障害を補償 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">保険金額(*)</div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                         約款所定の                          保険金支払割合                          (4%～100%)                     </div> </div> (注) 保険期間を通じ、合算して保険金額(*)が限度となります。 (* ) 保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	
入院保険金	国内旅行中のケガによる入院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">入院 保険金日額</div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">入院日数</div> </div> (注) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
手術保険金	国内旅行中のケガによる手術を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が手術(※1)を受けた場合(※1)手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※2)に該当する診療行為(※3) (※2) 先進医療とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります)。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。 (※3) 先進医療に該当する診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	① 入院中に受けた手術 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">入院保険金日額</div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">10</div> </div> ② 上記①以外の手術 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">入院保険金日額</div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">5</div> </div> (注1) 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 (注2) 1事故につき、1回の手術に限ります。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	
通院保険金	国内旅行中のケガによる通院を補償 国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(※)した場合 (※) 通院とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">通院保険金日額</div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 5px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">通院日数</div> </div> (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 (注2) 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等(※)を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 (※) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。	

### 2 その他の費用等に関する主な特約の補償内容

おすすめするタイプにセットされる主な特約とその概要は次のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	被保険者が国内旅行中の偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合  (注) 被保険者が責任無能力者の場合には、その親権者またはその他の法定監督義務者を被保険者とします。ただし、保険金のお支払対象となる損害は、その責任無能力者の国内旅行中の行為により発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、その親権者またはその他の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 5px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</div> <div style="font-size: 24px; margin: 0 5px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">免責金額(※)(0円)</div> </div> (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (注1) 1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 事故により損害賠償の請求を受けた場合、当社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、当社による示談交渉はできません。 ① 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合 ③ 正当な理由がなく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 ④ 日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合	次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(※1) ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(※2)。ただし、宿泊施設の客室(※3)に与えた損害は、お支払いの対象となります。 ⑦ 被保険者と同居する親族(※4)および旅行行程(※5)を同じくする親族(※4)に対する損害賠償責任 ⑧ 航空機、船舶・車両(原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力のものを含みません。)、銃器(空気銃を含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染など  (※1) テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。 (※2) レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。 (※3) 客室には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。 (※4) 親族とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。 ※配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 (※5) 旅行行程とは、保険証券記載の旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程をいいます。

#### 補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

**補償重複** マークがある特約をセットする場合、被保険者またはそのご家族が加入されている補償内容が同様の保険契約(国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

#### 賠償責任保険金

(賠償責任補償特約(国内旅行特約用))

補償重複



保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p><b>携行品損害保険金</b></p> <p>(携行品損害補償特約) 補償重複</p>	<p>国内旅行中の偶然な事故により、被保険者が携行している身の回り品(*)に損害が発生した場合 (*)身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、下記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。</p> <p>＜補償対象外となる主な携行品＞</p> <p>①株券、手形、定期券、有価証券(乗車券等、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手</p> <p>②預金証書・貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー</p> <p>③稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿、ひな形、鑄型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状(印章は補償の対象となります。)</p> <p>④船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車等およびこれらの付属品</p> <p>⑤別記の【補償対象外となる運動等】を行っている間のその運動等のための用具</p> <p>⑥義歯、義肢、コンタクトレンズ</p> <p>⑦動物、植物</p> <p>⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ(市販されていないものをいいます。)</p> <p>など</p>	<p><b>損害の額</b> - <b>免責金額*(3,000円)</b></p> <p>(*)免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>(注1)損害の額は、修理費用または時価額(*)1のいずれか低い方が限度となります。 (*)1時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額(*)2から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 (*)2再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)</p> <p>(注4)損害による価値の下落(格落損)は損害の額には含めません。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>③ 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い等</p> <p>④ 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または携行品の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</p> <p>⑥ 携行品である液体の流出。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</p> <p>⑦ 携行品の置き忘れまたは紛失</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*)</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 左記の(補償対象外となる主な携行品)に損害が発生した場合についても保険金をお支払いできません。</p> <p>など</p> <p>(*)テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p><b>救 援 者 費 用 等 保 険 金</b></p> <p>(救 援 者 費 用 等 補 償 特 約) 補償重複</p>	<p>救援対象者(*)1が国内旅行中に次のいずれかに該当し、被保険者(*)2が捜索救助費用等を負担した場合</p> <p>① 救援対象者(*)1が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>② 急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者(*)1の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③ 救援対象者(*)1が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p> <p>(*)1救援対象者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。 (*)2この特約の被保険者は、保険契約者、救援対象者および救援対象者の親族(*)3となります。 (*)3親族とは、6親等内の血族、配偶者(*)4および3親等内の姻族をいいます。 (*)4配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。</p>	<p><b>救援者費用等の額</b></p> <p>(注1)救援者費用等の額とは、被保険者が負担した次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。</p> <p>ア. 遭難した救援対象者を捜索、救助または移送する活動に要した費用(*)1</p> <p>イ. 救援者(*)2の現地(*)3までの1往復分の交通費(救援者(*)22名分まで)(*)4</p> <p>ウ. 救援者(*)2の現地(*)3および現地(*)3までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)(*)4</p> <p>エ. 死亡したまたは治療を継続中の救援対象者を現地(*)3から移送する費用</p> <p>オ. 諸雑費(救援者(*)2または救援対象者が現地(*)3において支出した交通費・通信費等をいい、3万円が限度となります。)</p> <p>(*)1山岳登山中の遭難に伴う捜索、救出または移送に要した費用については、別途「遭難捜索費用補償特約」をセットした場合にお支払いの対象となります。 (*)2救援者とは、救援対象者の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地(*)3へ赴く救援対象者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。 (*)3現地とは、事故発生地または救援対象者の取寄地をいいます。 (*)4上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索もしくは救援活動が終了した後、現地(*)3に赴く救援者(*)2にかかる費用は含みません。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、救援対象者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>② 救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間</p> <p>④ 救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤ 救援対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦ 救援対象者に対する刑の執行</p> <p>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(*)1</p> <p>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(*)2</p> <p>⑬ 救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 乗用具(*)3を用いて競技等(*)4をしている間(ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*)4をしている間」の事故は保険金をお支払いします。)</p> <p>イ. 乗用具(*)3を用いて競技等(*)4を行うことを目的とする場所において、競技等(*)4に準ずる方法・態様により乗用具(*)3を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)4に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」の事故は保険金をお支払いします。)</p> <p>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*)4をしている間または競技等(*)4に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間</p> <p>⑭ 別記の【補償対象外となる運動等】を行っている間の事故</p> <p>など</p> <p>(*)1テロ行為によって発生したケガまたは損害に関しては自動セットの「戦争危険等免責に関する一部修正特約」により保険金お支払いの対象となります。 (*)2医学的他覚所見のないものとは、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*)3乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (*)4競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます。)</p>

**【補償対象外となる運動等】**

山岳登山(\*)1、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(\*)2操縦(\*)3、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(\*)4搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

(\*)1ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。  
(\*)2グライダーおよび飛行船は含みません。  
(\*)3職務として操縦する場合は含みません。  
(\*)4モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。